令和７年８月 19 日

事業再編促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第３８条第２項の規定に基づき、事業再編促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第３項の規定に基づき、公示する。

１．株式会社日本政策投資銀行が事業再編促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（１）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
九州支店	福岡県福岡市中央区天神二丁目 12 番１号	福岡県福岡市中央区天神一丁目 11 番１号	令和７年７月 22 日

（２）変更の理由

店舗の移転のため